



平成14年8月26日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき昨年9月7日に修正した敦賀発電所原子力事業者防災業務計画につきまして、同法に規定されている毎年の見直し検討を実施し、関係自治体との協議を経た上で、本日、同計画を修正して経済産業大臣へ届け出ました。

当社といたしましては、今後とも敦賀発電所の安全・安定運転に努めるとともに、原子力防災対策につきましても、本計画に基づき万全を期す所存です。

(参考)

協議を行った関係自治体

・福井県、敦賀市、滋賀県

以 上

添付資料 敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の修正要旨

参 考 原子力事業者防災業務計画の概要

(添付資料)

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の修正要旨

平成14年8月26日

日本原子力発電株式会社

1、修正の目的

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、敦賀発電所原子力事業者防災業務計画に諸般の状況変化を反映し、計画の適正化を図る。

——原子力災害対策特別措置法第7条第1項（抜粋）——

原子力事業者は、その原子力事業者ごとに……中略……原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2、修正の年月

平成14年8月26日

3、修正の内容

概 要	修 正 内 容
原子力防災センター開設に伴う見直し	福井県敦賀原子力防災センターが開設されたため、その呼称を反映した。
地方公共団体の組織変更に伴う反映	平成14年4月に行われた敦賀市の組織変更に伴い、組織の名称変更を行った。
福井県緊急時モニタリング実施要領の改訂に伴う反映	福井県緊急時モニタリング実施要領が平成14年3月に改訂され、当社からの派遣要員数等が見直されたため、関係する記載を修正した。
社内組織の変更に伴う見直し	社内組織変更に伴い副原子力防災管理者を増員し、併せて代行順位についても変更した。
記載の適正化	通報先名称の記載見直し等

以 上

(参 考)

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置、点検および防災教育・訓練の実施等平常時に備えるべき事項を記載

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の通報、避難誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、原子力防災センターとの連携について

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害等が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等の協力について

以 上